

令和8年度ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業 仕様書

1 事業の趣旨

大分県では、少子高齢化・人口減少が進む中、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の願いを叶えるために、単独集落では立ちゆかなくなる生活・集落機能を複数集落で補い合うネットワーク・コミュニティの構築を進めており、特にその中心的な担い手である地域コミュニティ組織の設立と持続的な運営を支援している。

しかし、地域コミュニティ組織の設立や運営支援を行うためには、様々な自治体や集落における先行事例等の豊富な知識、合意形成のためのファシリテーション技術等が必要であるととともに、それらを有する中間支援組織の育成も重要である。

そこで、本事業では県内自治体における地域コミュニティ組織の推進方針の策定、集落における合意形成、中間支援組織の育成、大分県地域コミュニティ組織広域協議会の開催等により、ネットワーク・コミュニティの更なる構築を推進する。

※「地域コミュニティ組織」とは、「地域運営組織（総務省）」と同義であり、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織をいう。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

3 委託業務の内容

(1) 市町村の方針策定等の支援

地域コミュニティ組織の設立を推進する市町村に対して、具体的な推進方策や庁内連携に向けた助言やファシリテーション等を実施。

(事業概要)

- ・ 支援対象 市町村
- ・ 支援回数 (1)(2) 合計で概ね130回
- ・ 実施方法 具体的な対象や実施内容については県と協議して決定

(2) 集落における組織設立等支援

集落の会合などで、自治体職員が行う説明やファシリテーションに対する助言を通じて、地域コミュニティ組織の設立・運営に対するサポート等を実施。なお、組織設立に際しては、人材面・財政面など持続的な運営につながるよう助言を実施。

(事業概要)

- ・ 支援対象 市町村・地域住民

- ・ 支援回数 (1) (2) 合計で概ね130回
- ・ 実施方法 具体的な対象や実施内容については県と協議して決定

(3) 中間支援組織の育成

市町村や地域コミュニティ組織に対するサポート体制を拡充するため、集落の会合などでOJTを行う中間支援組織への伴走支援及び連携・指導のための研修会等を実施。

(事業概要)

- ・ 対象団体等 市町村や地域住民に対するファシリテーション技術を有し、県が実施した研修会及びその他事業等で、地域コミュニティ組織に関する専門知識を習得又は実務を経験した者
- ・ 支援回数 概ね50回
- 再委託 OJTの伴走支援を実施する際、必要に応じて(1)(2)の業務(6月以上の期間、複数の市町村内で業務を行う場合に限る。)を対象団体等(令和6年度ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業業務委託企画提案競技の参加資格を有する者に限る。)へ再委託することができる。ただし、(1)(2)の業務の全部を一括して又は総合的企画、手法の決定等の主たる部分を再委託してはならない。

実施方法 具体的な対象や実施内容については県と協議して決定

(4) 大分県地域コミュニティ組織広域協議会の開催

対 象：県内の地域コミュニティ組織役員、市町村職員、県振興局職員、社会福祉協議会等

開催回数：1回

実施方法：具体的な対象や実施内容については県と協議して決定

(5) (1) (2) (3) (4) に付随する業務

- ・ 委託業務に係る経理に関すること。
- ・ 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示に従うこと。
- ・ その他、事業の運営に関して必要なこと。

(6) 成果物等の提出

- ・ (1) (2) (3) の実績をまとめた報告書を四半期毎及び事業終了後に作成・提出すること。
- ・ (4) については実施計画書、参加者一覧、実施報告書及びアンケート集計結果(分析を含む)を適宜作成・提出すること。

・各データはMicrosoft office（Word/Excel/Power Point のいずれか）で作成すること。

4 その他業務実施上の条件

- (1) 委託業務に従事する受託者の構成員又は個人は、別に定める大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（大分県過疎地域等政策支援員）設置要綱に基づき、知事が大分県ネットワーク・コミュニティ推進員として委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表するものとする。また、再委託した団体構成員又は個人も同様の取り扱いとする。
- (2) 3の（1）（2）に定める委託業務については、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）（※1）の支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町村（※2）の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、3の（4）に定める委託業務については、過疎地域を有する市町村の事例等を主に用いること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、県と緊密に連携しながら業務を実施すること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。
- (6) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得なければならない。
- (7) 委託業務の実施について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方の協議の上、定めるものとする。
- (8) 本業務により得られた成果物の著作権は原則として県に帰属する。

※1：旧大分市（令和9年3月31日まで）、大分市（令和9年4月1日から）、旧中津市、旧挾間町、旧湯布院町、日出町

※2：別府市を除く17市町村（ただし、※1の市町を除く。）